

# 大統領選挙を考慮した米国情勢 ～中小企業を中心とした市場進出におけるリスク管理～

2025年1月20日

ジェトロプラットフォームコーディネーター 小島 清顕  
(SGR法律事務所) 大野 仁寛

# 講師紹介

## Smith, Gambrell & Russell, LLP (SGR)

いつでもお気軽にお問い合わせください。

小島 清顕

Kiyooki (Kiyoo) Kojima

Partner

Smith, Gambrell & Russell, LLP

Suite 1000 1105 W. Peachtree St. N.E.

Atlanta, GA 30309



小島清顕 名刺  
Eight QRコード



<https://www.sketchy.org.uk/deco>

### 【経歴】

日本出身。実家は神奈川県、小田原市。幼少期から米国在住。ロチェスター大学で政治学・経済学、同時期にイーストマン音楽学校にてファゴットを学ぶ。二重学位取得後、インディアナ大学ロースクールと音楽校に同時進学。JD取得後、2003年からホームタウンのジョージア州アトランタ市を拠点に米国各地で弁護士業務を営む。

法人設立・再編やコンプライアンス、M&A・JV等各種取引アドバイス、雇用・労務案件、ポリシー作成、紛争対応(特に調停と仲裁)、企業誘致・土地選定・助成金の交渉と文書化、その他各種法務に対応。

The Best Lawyers in America®, Atlanta, Mergers and Acquisitions Law (2025)

### <その他所属> (着任時系列順)

- NEXsTokyo (東京都) メンター
- 地域間経済交流事業(東京都)テキサス州サポーター
- JETRO サンフランシスコ&ニューヨーク: 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム法務コーディネーター
- 経産省 Healthcare Innovation Hub(通称:InnoHub)アドバイザー
- 厚生労働省 MEDISO 非常勤サポーター
- IDEC 横浜企業経営支援財団-海外サポートデスク登録
- ジョージア州日本商工会会長
- ジョージア州日米協会理事

JETRO

SGR

# 講師紹介

Smith, Gambrell & Russell, LLP (SGR)

大野 仁寛

Jin Ono

Exchange Attorney



**Smith, Gambrell & Russell LLP**

**Address:** Suite 1000

1105 W. Peachtree St. N.E.

Atlanta, GA 30309

**【経歴】** 奈良県出身。東京大学法学部卒。2018年弁護士登録し、現在に至るまで、長島・大野・常松法律事務所に所属する。金融規制、個人情報保護、キャピタル・マーケット等を主たる業務として、金融機関のクライアントを中心に幅広い企業法務に従事する。国内主要銀行への出向経験もあり。

2024年には米国 University of California, Los Angeles ロースクール (LL.M.) 修了。2024年8月よりSGR法律事務所にて交換弁護士として執務。

主要著作として、「2023年版 営業責任者 内部管理責任者 必携 (会員・特別会員共通) (共著 日本証券業協会、2023年)」、「Japan's firewall regulation – a crackdown on undisclosed information transfer」 (Euromoney Institutional Investor PLC) 。

JETRO

SGR

# 第1回 なぜ米国に進出するのか (中小企業を中心とした進出のメリット)

I. 米国の地政学上の位置づけ	P.5
II. 米国の経済状況	P.12
III. 今後の見通し	P.18
IV. 将来的な懸念とその対応策	P.26
V. 最新法令の動向	P.40

# I. 米国の地政学上の位置づけ ～ 歴史的背景を踏まえて～



# I. 米国の地政学上の位置づけ ～歴史的背景を踏まえて～



## □ 元来の地政学上の整理

✓ 基本的には**自給自足**の時代

→ 自国で必要なものは、自国で生産する。**足りない場合、他から奪う。**

✓ **帝国主義・終戦**までの領土・経済拡大

→ **市場の拡大・原料生産の確保**。自国のみの経済圏の建設。

👉 **ヒト・モノ・カネの自由な移動は極めて限定的。**

✓ 伝統的に、強ければ独立した経済圏・領土を**維持・拡大**

弱ければ、「**吸収・合併**」の対象となる

→ 列強各国の均衡した**勢力争い**

# I. 米国の地政学上の位置づけ ～歴史的背景を踏まえて～

## □ 終戦後の過去70年間の「グローバル化」

- ✓ 極めて複雑かつ相互依存的なサプライチェーンが形成される「世界市場」
- ✓ あらゆるモノが世界を行き来する自由貿易が可能に
- ✓ 「世界市場」の恩恵を最も受けた地域：
  - (ドイツを含む)東ヨーロッパ
  - 東南アジア
  - 東アジア、日本
  - 中国



👉 この「グローバル化」の背景にあったのは・・・

# I. 米国の地政学上の位置づけ ～歴史的背景を踏まえて～



□ 世界の**海路を掌握**し、自国の**市場を開放**した  
米国を中心とする**対共産国経済ネットワーク**

- ✓ **ソ連の脅威**に対抗するため
- ✓ **資源の調達・加工品輸出**が全世界単位で可能に
- ✓ 現代の国際的サプライチェーンは**経済政策**でなく**防衛政策の副産物**

□ 冷戦終了後・**民主主義の拡散**へと根拠の変換を図る

- ✓ 中南米やアフリカ等で一定の成果を上げるが、**特に中東**で難航

👉 **大義名分の喪失**

# I. 米国の地政学上の位置づけ ～歴史的背景を踏まえて～

## □ 米国において世界秩序に対して**疑問が抱かれるように**

- ✓ 政策論争は国内政策へ集中
- ✓ 元来「外国」のことを**気にしない**アメリカ人
- ✓ 世界に対してさらに**無関心**に

(例)ワシントンのフェアウェルスピーチ(1796年)

“Avoid foreign entanglements and permanent alliances with foreign nations”

👉 “Buy American, Hire American”のスローガンのもと、**米国内での拠点と活動の重視が加速**

例:ビザの発給の**水準もより厳格化**



# I. 米国の地政学上の位置づけ ～歴史的背景を踏まえて～



## □ 地政学からみたアメリカの「強み」

- ✓ 安全な**地理**: **東西**には海、**北**はカナダ、**南**はメキシコ
- ✓ 豊富な**食物**や**エネルギー**等の資源
  - 自給自足できるだけでなく、アメリカからの輸入を希望／必要とする国も多い
  - エネルギーの低コストにより製造拠点としての適正あり
- ✓ 先進国の中では理想的な**人口ピラミッド**を形成
- ✓ 世界トップクラスの**研究施設**、**教育機関**、**イノベーションハブ**、**投資環境**及び**法治国家**
- ✓ 同盟国からの**投資に開放的**

👉 近年、アメリカの内向き志向が加速⇒**原点回帰**？

# I. 米国の地政学上の位置づけ ～歴史的背景を踏まえて～

## □大統領選も踏まえた今後の動向？

- ✓ **共産主義・テロ等の脅威**が失われつつある
- ✓ 対ソ連・共産主義を根拠とした、アメリカ市場への**アクセスが当然のものではなくなる**
- ✓ 再び、**自国の経済圏・領土**に重きを置く時代に  
(例) パナマ運河の通行、ロシア対ウクライナ、グリーンランドはアメリカ領？
- ✓ 元来の地政学の姿に戻りつつある現状、
- ✓ 改めて、**各国の存続をかけて、自国の強み・弱みを検討**する必要

ご参考(EURASIA GROUPによるレポート): <https://www.eurasiagroup.net/issues/top-risks-2025>



# II. 米国の経済状況

## ～直近の世界情勢を踏まえて～



# II. 米国の経済状況

## ～直近の世界情勢を踏まえて～

### □ GDPは引き続き**成長傾向**

- ✓ 2024年の実質GDP成長率は**2.8%**
- ✓ 2025年は**2.2%**の予想  
(IMFによる見通し)
- ✓ EU・日本は、1%台と低調
- 👉 日本と比較すると、**高水準**
- ✓ 他方で、中国は4%台と引き続き  
堅調な成長が見込まれる。



#### SELECTION (2025)

United States	2.2
European Union	1.6
China, People's Republic of	4.5
Japan	1.1

出典: IMF

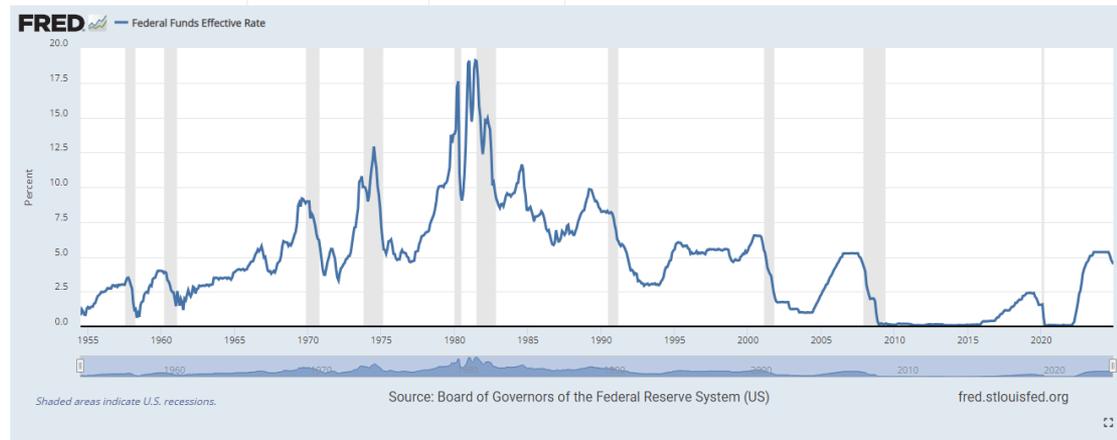
JETRO

SGR

# II. 米国の経済状況 ～直近の世界情勢を踏まえて～

## □ 金利の引き下げが継続

- ✓ 2024年12月時点、同年9月から継続して、金利の引き下げがなされる
- ✓ ただし、来春以降は慎重な判断が



## □ インフレは継続する見通し

- ✓ 2024年中、インフレ率は上昇傾向に
- ✓ インフレ傾向は、2025年に入っても継続する見通し

# II. 米国の経済状況 ～直近の世界情勢を踏まえて～



## □ 米国における世代交代のギャップ

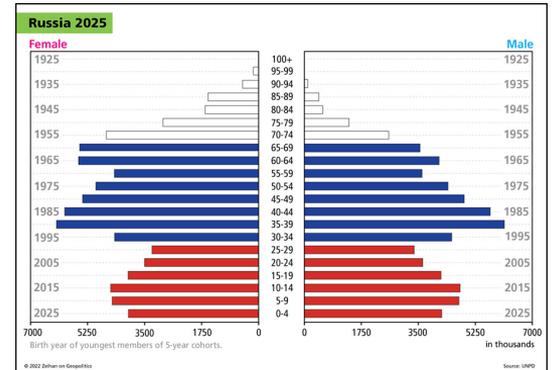
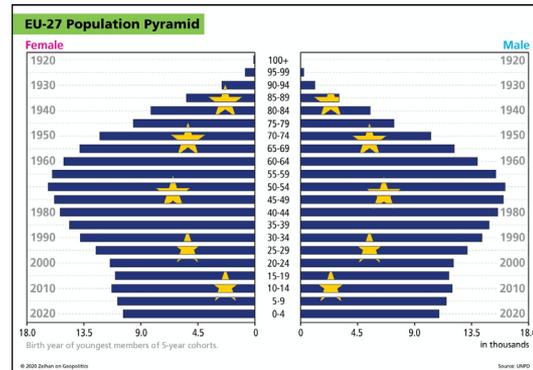
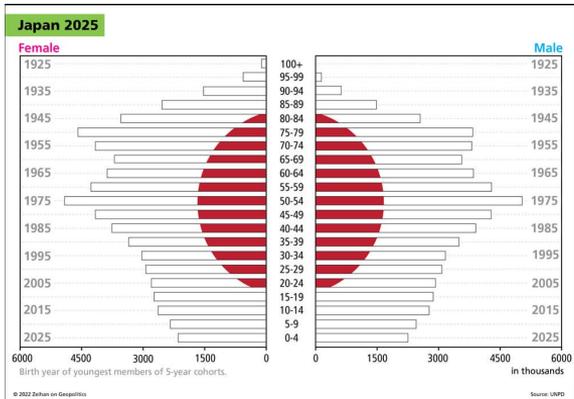
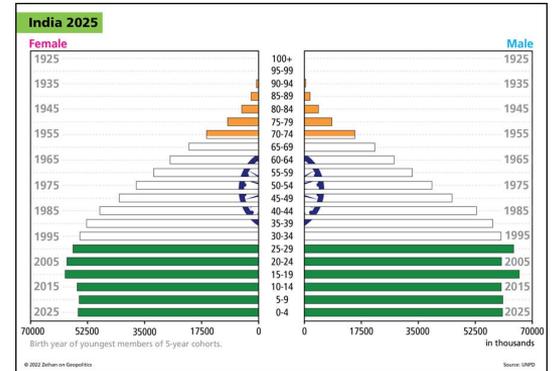
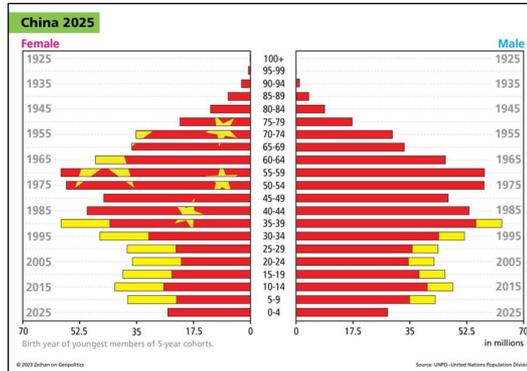
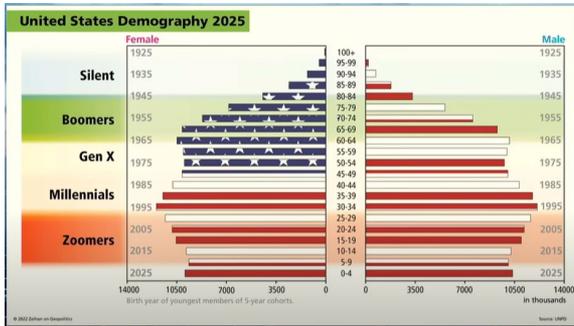
史上最大規模の**Boomers**世代(1946~1964に生まれた世代)の**リタイア**  
⇒ 2023年度には既に世代の過半数がリタイア



規模の小さい**Zoomers**世代(1997~2012に生まれた世代)の**労働市場参入**

- 👉 上記ギャップにより2023年度で**約40万人**もの労働人口の減少が生じており、労働力不足は今後も拡大し、ピーク時には年間**約90万人**に及ぶとされる。
- 👉 当該労働力不足の**解消が見込めるのは、Millennials世代の子ども世代が労働市場に参入する頃(i.e., 10~20年後)？**

# II. 米国の経済状況 ～直近の世界情勢を踏まえて～



# II. 米国の経済状況 ～直近の世界情勢を踏まえて～

- アメリカへの投資は事業拡大に必須
  - ✓ 上述7頁をご参照
- アメリカへの投資は以下のリスクをカバー
  - ✓ 中国の政治リスク⇒**貿易摩擦**の激化(**関税**の展開)
  - ✓ EU圏の**対露リスク**
    - ☞ そもそも、EU圏は日本からすると「**競合**」?  
≒市場の閉鎖性・資源の他国依存
- 各国が国の**存続**をかけて**米国投資**を行っている。
- 日本も例外ではない。
  - ✓ 資源・食料の**輸入依存**
  - ✓ 加工品の**輸出先が必要**
  - ✓ **少子高齢化**による市場の縮小傾向



# III. 大統領選挙を踏まえた、今後の見通し



JETRO

SGR

# III. 大統領選挙を踏まえた、今後の見通し

## ① 概要

### □ 第二次トランプ政権における**主要政策**の概要

- ✓ **通商政策**: 関税引き上げ・メキシコ、中国製品への規制強化
- ✓ **エネルギー政策**: 関連規制の緩和・採掘促進
- ✓ **移民政策**: 流入規制・ビザ発給の厳格化
- ✓ **税制改革**: 個人・法人税率の引き下げ
- ✓ **金融政策**: 規制緩和の推進
- ✓ **財政政策**: 国内**インフラ投資**の拡大等



ご参考(トランプ政策ページ(Agenda 47)) : <https://www.donaldjtrump.com/platform>

# III. 大統領選挙を踏まえた、今後の見通し

## ② 関税政策

### □ 予想される関税政策

- ✓ 全体的な関税の**引き上げ**
- ✓ 特に、**中国製品**についての追加関税  
→10%以上の追加関税が想定される
- ✓ **日本製品**の輸出についても、影響がある可能性  
→**米国法人設立**、**現地生産**の重要性
- ✓ 以下の**主要分野**については、特に厳格な対応がなされる可能性
  - **金属産業**(防衛産業)
  - **医療用品**(注射器、医療品原料等)
  - **エネルギー**関係(電池、レアアース鉱物、太陽電池パネル等)



# III. 大統領選挙を踏まえた、今後の見通し

## ③ USMCA



### □ メキシコ・カナダとの自由貿易の見直し

- ✓ アメリカ・メキシコ・カナダ間の貿易協定(USMCA)についても、見直しが検討されている(2026年の見直しが条約上義務)
- ✓ 背景には、メキシコ・カナダを經由した中国製品の流入
- ✓ 当選後には、メキシコ、カナダからの輸入に対して25%の関税をかけるとの発言も
- ✓ 特に、メキシコ産自動車・部品については厳しい対応が予測される

ご参考(USMCA公式ページ): <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement> JETRO

# III. 大統領選挙を踏まえた、今後の見通し

## ④ エネルギー政策



### □ アメリカ中心主義のエネルギー政策

- ✓ エネルギー政策については、全体として**規制緩和**の方向性見込まれる  
👉「**American Energy Independence**」を目標とする
- ✓ 気候変動問題に関する国際的な枠組みである「**パリ協定**」からは撤退？
- ✓ 火力発電**炭素排出規則**、乗用車やトラックを対象とした**排ガス規制**についても撤廃の見込み
- ✓ 石油・天然ガス・石炭といった化石燃料の**採掘、生産、輸出**を後押し
- ✓ 電気自動車(**EV**)や**太陽光・風力**に関する税額控除は一部ないし全部の撤廃の可能性

# III. 大統領選挙を踏まえた、今後の見通し

## ⑤ 移民法・ビザ取得

### □ 移民の抑制・ビザ発給の厳格化

- ✓ 国境警備の強化、不法移民の強制送還が唱えられる
- ✓ ビザの発給は厳格化の見通し
- ✓ 第一次トランプ政権においてはビザの発給停止等の政策
  - 👉 同様の流れが予測される
- ✓ 第二次政権においては、「合法・不法を問わない移民流入の抑制」が掲げられる。
  - 👉 現地法人及び現地法人による雇用に基づくビザ取得の重要性の高まり  
現地法人設立→L-ビザ、E-ビザの取得の流れ



# III. 大統領選挙を踏まえた、今後の見通し

## ⑥ 税制



### □ 米国内の企業への税制優遇

- ✓ 企業向け施策として、法人税の引き下げが検討されている
- ✓ 全体として、法人税率が現行の21%から20%に引き下げられる可能性がある
- ✓ 「米国内で製造する企業」については、15%までの引き下げも  
→ 製造業については、米国法人設立の大きなインセンティブに？
- ✓ 個人についても、時限措置である所得税の減税の延長が検討

JETRO

SGR

# III. 大統領選挙を踏まえた、今後の見通し

## ⑦ 金融

### □ 「**Make America Great Again**」の標語のもとでの政策

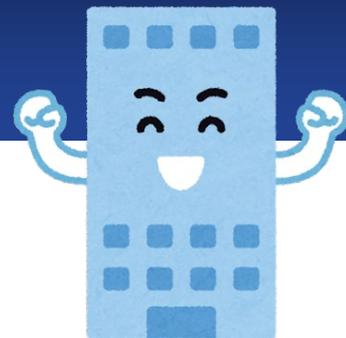
- ✓ 金融政策においても、**アメリカ中心主義**が予想される
- ✓ 減税、規制緩和による米国株価の押し上げ効果
- ✓ **仮想通貨の取引**についても、促進が予想される
- ✓ 為替市場でも、ドル高の傾向が見込まれる
  - 円安の継続予想、**アメリカ国内**での事業の重要性
- ✓ 規制緩和に伴い、アメリカ国内での**買収、合併**等もしやすくなる可能性
  - ⇔ 他方で、日本製鉄のように、重要産業においては、**外国企業の参入は厳格**に判断？



# IV. 将来的な懸念点とその対応策 ～アメリカ国内での経済活動～



# IV. 将来的な懸念点とその対応策 ～現地法人設立～



## □ アメリカ中心主義の下、**現地法人**の重要性の高まり

- ✓ 様々な分野における、**アメリカ中心主義**の政策
- ✓ 外国企業としてアメリカ市場に参入するのではなく、**現地法人**として活動することが重要に
  - **市場参入障壁**の回避、ビザ取得・駐在員の存在による**適時の対応**  
**税制上の優遇**
- ✓ **有限責任**による、リスクの分断
  - 将来の政策等の**不透明さ故のリスク**も存在するが、現地法人を設立することにより、日本本社に責任が及ぶことを回避

# IV. 将来的な懸念点とその対応策

## ～現地法人→有限責任～



### □なぜ有限責任が重要か？

- ✓ 有限責任が適用されない場合…

#### 【事例】

A社(日本法人)が米国に**支店を設立**し、米国で消費者向けの製品を販売。  
その後、製品に欠陥があることが判明。



この場合、A社は消費者に対して莫大な**損害賠償責任**を負うことになり、A社の資産状況によっては、A社は倒産を免れない。

**支店＝本社 ∴ 支店の責任＝本社の責任**

JETRO

SGR

# IV. 将来的な懸念点とその対応策 ～現地法人→有限責任～

□なぜ有限責任が重要か？

✓ 有限責任が適用される場合・・・

【事例】

A社(日本法人)が米国に**子会社B社を設立**し、B社が米国で消費者向けの製品を販売。その後、製品に欠陥があることが判明。



この場合、原則として消費者に対して**責任を負うのはB社**であり、B社の資産が責任に対して不足していたとしても、A社は支払い義務を負わない。

**子会社の責任 ≠ 親会社の責任**



# IV. 将来的な懸念点とその対応策 ～現地法人拠点の選択～

スタートアップの事業拠点として人気があるエリアは…

- ✓ IT関係  
： シリコンバレー、サウスベイ
- ✓ 製薬・化学関係  
： ボストン、ノースカロライナ、ニュージャージー、ペンシルバニア
- ✓ エネルギー・化学関係  
： ヒューストン、マウンテンウェスト
- ✓ 製造・物流関係  
： 南東部（ジョージア、両カロライナ、テキサス、テネシー等）



# IV. 将来的な懸念点とその対応策 ～ビザの取得～

## □「米国進出」における駐在員の重要性

日本と米国との間では**大きな時差**（13時間～16時間）が存在

👉 米国側でタイムリーに対応できる人材の配置が米国ビジネス成功の要素

👉 米国側の人材の選択肢は2つ\*

1) 日本本社からの**駐在員**：就労ビザ**必要**

2) 米国子会社で**現地採用**した人材：就労ビザ**不要**



➔ **なぜ**手間とコストを掛けて**就労ビザ**を取得させる必要があるのか??

\* 米国企業との**業務提携の選択肢**については、第2回、第3回の講演にて予定

# IV. 将来的な懸念点とその対応策 ～ビザ取得～

□ 現地採用のコスト、期待値 (ご参考(賃金相場): <https://www.epi.org/nominal-wage-tracker/>)

- ✓ 労働力不足により、**賃金相場**も上昇傾向に
- ✓ 日本での実績があろうと、大半の場合、米国進出時は**社会的信用**の低い“スタートアップ”扱い
  - 👉 そもそも日系子会社への現地人材の**応募の絶対数**は少ない
- ✓ 仮に現地人材を採用できたとしても...**能力**は？誰が従業員を**管理**する？
  - 👉 親会社の子会社従業員を**逐一管理**することは避けるべき  
(**法人格否認**のリスク)であるし、**そもそも不可能**

➔ 日本から**信頼できる駐在員**を派遣することで、上記の**問題点をカバー**

JETRO

SGR

# IV. 将来的な懸念点とその対応策 ～ビザ取得～

## □ 米国で何をさせたいか？

✓ 米国内で**対価の発生**するような業務(手を動かす作業等)を行わせたい。

👉 **就労ビザ**が必要

: L-1A / L-1Bビザ、**E-1 / E-2ビザ**等

✓ 就労ビザを取得する前に米国に従業員を**出張**させたい。

👉 B-1ビザ、ESTAを使用。**何ができるか、何ができないか、**  
そして**渡米頻度**等を理解しておくことが重要



ご参考(大使館ビザページ): <https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/>

# IV. 将来的な懸念点とその対応策

## ～Lビザ～

### □ L-1A / L-1Bビザとは？

- ✓ 多国籍企業の従業員が米国内の関連企業へ出向するための就労ビザ
  - 1) **管理職(L-1A)**か、**特殊技能職(L-1B)**であることが必要
  - 2) 米国外の関連企業における上記職種での**1年以上の勤務実績**が必要
- 👉 E-1 / E-2ビザと異なり、要件を満たせば**日本国籍者以外**でも利用可能
- 👉 **移民局**による審査
- ➔ 昔は多用されていたものの、トランプ政権以降、審査が厳格化し、2020年にはLビザ発給が停止されたこともあり、**最近ではEビザへの切り替えが進む**。**第二次政権下**でも、同様の流れが想定される。

# IV. 将来的な懸念点とその対応策

## ～Lビザ～

### □ スタートアップL-1Aビザとは？

- ✓ Lビザの種類の一つ。スタートアップ企業に**1年単位**で与えられる就労ビザで、新規ビザ申請は、**従業員ゼロで投資規模が大きくななくても**与えられる。  
→ これまで米国でのスタートアップ企業に多用されてきた



- 👉 1年後の**更新の際の審査が非常に厳しい**
- 👉 一度就労ビザ(Lビザ)をとってしまうと、期限到来後にESTAで入ろうとする際に**就労を疑われ、悪影響も**  
→ スタートアップL-1Aビザをとらずに、**ESTAやB-1ビザ**で入国する方が良い場合も。

# IV. 将来的な懸念点とその対応策

## ～Eビザ～

### □ E-1 / E-2ビザとは？

- ✓ 日本企業の米国子会社に駐在員を派遣する際のもっともポピュラーな就労ビザ
  - 1) 管理職か、特殊技能職であることが必要
  - 2) 日本国籍者であることが必要
  - 3) 米国において相当額の貿易・投資を行っていることが必要
- 👉 移民局ではなく在日米国大使館・領事館で審査が行われる。
  - ➔ ビザ発行全般の厳格化傾向はあるが、現状もっとも有効な選択肢の一つ
- 👉 ビザ申請前に相当額の支出を伴うため、  
事前に移民法弁護士等と入念に準備を行うことが重要

# IV. 将来的な懸念点とその対応策

## ～ESTA/B-1ビザ～

### □ ESTA / B-1ビザとは？

✓ 「就労」を伴わない米国出張のために利用されるビザ免除プログラムの**ESTA**、非就労ビザの**B-1ビザ**

- 1) ESTA又はB-1ビザでの入国の場合、米国で許容される活動は限定される
- 2) 1回あたりの最長滞在期間は、ESTA:**90日間**、B-1ビザ:**180日間**
- 3) ESTAはオンライン申請可、B-1ビザは在日米国大使館・領事館で取得

👉 ESTAとB-1ビザとで、米国においてできることに大きな**違いはない**

👉 B-1ビザの場合、**大使館・領事館のお墨付き**があることで、入国審査官による**不合理な入国拒否等のリスク**はESTAに比べてやや下がる(?)

JETRO

SGR

# IV. 将来的な懸念点とその対応策 ～ESTA/B-1ビザ～



## □ ESTA / B-1ビザのリスク

- ✓ ESTAやB-1ビザの要件を満たさないと入国審査官に判断される場合  
: 頻繁な日米の行き来、曖昧な入国目的の説明等により、就労が疑われる場合  
→ 別室での質問攻め、滞在期間の短縮、最悪の場合入国拒否
- 👉 一度入国拒否されると、米国のデータベースに残り、原則としてその後もしばらく米国に入国できなくなる（ハワイ、グアム等への個人的な観光旅行も不可）。
- 👉 申請者個人に与える悪影響が甚大であるため、特にESTAを乱用することは避けるべき。

# IV. 将来的な懸念点とその対応策 ～ESTA/B-1ビザ～

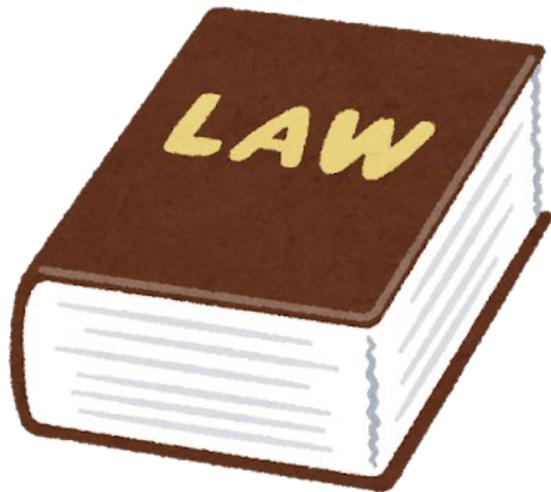
## □ ESTA / B-1ビザで許容される主な活動

1. **ビジネス関連の契約交渉** Business-related contractual negotiations
2. **ビジネス・ミーティング** Business discussions, conferences, meetings, etc. with trading partners
3. 学会や展示会などの**専門会議・ミーティング**への参加  
Attendance in specialized business-related meetings, conferences, etc.
4. ビジネス目的での**リサーチツアー**・調査  
Research tours, inspections, etc. for business purposes
5. 短期研修 Short-term trainings
6. 商品や材料等の**買付け** Buying products, materials, etc.
7. 米国裁判所での**証言** Testifying in U.S. courts of law

**手を動かす労働・作業・  
就労は認められていない点  
に注意！**

# V. 最新法令の解説

## ～直近の改正も踏まえながら～



# V. 最新法令の解説

## ① 企業透明化法(CTA)



### □ 企業透明化法に基づく**実質的所有者の報告義務**

- ✓ 企業透明化法(**C**orporate **T**ransparency **A**ct)に基づき、米国内の一定の企業は、**実質的所有者の報告義務**を負う
- ✓ 趣旨は、**マネー・ロンダリング**や**テロ資金供与等**の不正な取引の防止
- ✓ **大規模事業会社**(従業員**21名**以上・前年度の**総収入が500万ドル**以上等)等、一定の免除事由に該当しない限り、報告義務が発生
- ✓ **実質的所有者**とは、(1)直接的若しくは間接的に、**報告会社を実質的に支配している個人**又は(2)**報告会社の持分権の25%以上を保有若しくは支配している個人**

# V. 最新法令の解説

## ① 企業透明化法 (CTA)



### □ 定まらない行方

- ✓ 企業透明化法は、**2021年1月に制定され、2024年1月に一旦は発効**
- ✓ 従来の報告期限は、**2024年以前に設立された法人については2025年1月1日、同年以降に設立された法人については設立後90日以内**
- ✓ しかし、**プライバシーの侵害や企業活動の自由**に対する懸念の声
  - 👉 法令の有効性が争われる
- ✓ **2024年12月以降、発効差止**→期限延長したうえでの**再発効**→**発効差止**→**再発効**が複数回繰り返される
  - 👉 結論は不透明。保守的な対応として、報告することが無難。

ご参考 (FinCEN BORページ): <https://fincen.gov/boi>

JETRO

SGR

# V. 最新法令の解説

## ② 労働法 (FLSA・競業避止義務)

### □ 米国における雇用形態

- 雇用の大半は、**At-Will Employment** (随意雇用) !!

👉 原則、会社・従業員いずれも自由に雇用関係を終了できる。

ただし、「保護枠」に基づく決断はNGであるため、  
(元)従業員との紛争が生じないわけではない。

➔ 従業員との紛争コストを考えると、人材紹介会社と連携の上、  
初めから「まともな」方を採用することが重要。

👉 **Offer Letter** (+Covenants Agreement) のみで雇用することが一般的であり、  
**Employment Agreement** を締結することは稀。



# V. 最新法令の解説

## ② 労働法 (FLSA・競業避止義務)

### □ Covenants Agreementにおいて盛り込むべき5つの「Non」

1. Non-Disclosure : **機密情報漏洩**を防止
2. Non-Solicit : **顧客の引抜き**を防止
3. Non-Recruit : **自社従業員の引抜き**を防止
4. Non-Disparage : **誹謗中傷等**の防止
5. Non-Compete : 機密情報を持った人員による**競業**を防止



→ 米国では従業員の転職が日本以上に一般的であるため、これらの規定が重要！！

# V. 最新法令の解説

## ② 労働法 (FLSA・競業避止義務)



### □ Non-Compete (競業避止) の制限

- ✓ 競業避止義務については、職業選択の自由の観点等から、制約するべきではないとの声も大きかった
- ✓ FTCの2024年4月23日付の新規則により**原則無効化**(?)
- ✓ しかし、**8月20日付TX州連邦地裁**判決により、効力発生は差し止め
- ✓ この判決に対して、**10月**、FTC側が控訴
- ✓ トランプ政権下では、FTC長官が交代となる見通し  
→ 新長官は、Non-Compete (競業避止) の**制限に反対**?

ご参考 (FTC解説ページ): <https://www.ftc.gov/news-events/features/noncompetes>

JETRO

SGR

# V. 最新法令の解説

## ② 労働法 (FLSA・競業避止義務)



### □ FLSAの主要な5分野

- ✓ 最低賃金 (Minimum Wage)
- ✓ 時間外労働 (Overtime)
- ✓ 労働時間規制 (Hours Worked)
- ✓ 労働時間の記録 (Recordkeeping)
- ✓ 児童労働規制 (Child Labor)

ご参考

労働者/請負人の区分けについて

IRS: <https://www.irs.gov/newsroom/irs-reminds-business-owners-to-correctly-identify-workers-as-employees-or-independent-contractors>

DoL: <https://www.dol.gov/agencies/whd/flsa/misclassification>

⇒これらの規制、保護の対象となるのは、「Employee」(労働者)であり、「Independent Contractor」(請負人)は対象とならない。

JETRO

SGR

# V. 最新法令の解説

## ② 労働法 (FLSA・競業避止義務)

### □ 残業代の発生の有無

✓ 残業代は、以下の者 (**Exempt Position**) は対象とならない。この判断は、雇用者が決定するものではなく、法令に基づき**司法により判断**される。

- ① **管理職** (Executive Exemption)
- ② **専門職** (Professional Exemption。医師、弁護士、エンジニア等)
- ③ **事務職** (Administrative Exemption)
- ④ **外部営業職** (Outside Sales Exemption)
- ⑤ **コンピュータ関連職** (Computer Employee Exemption)
- ⑥ その他の法令で定める者



✓ 適用除外に該当するかについては、**頻繁に争い**になる部分である。

ご参考 (DoL) : <https://www.dol.gov/agencies/whd/fact-sheets/17a-overtime>

# V. 最新法令の解説

## ② 労働法 (FLSA・競業避止義務)



### □ 有給休暇の動向

- ✓ 連邦法レベルでの「有給休暇」制度は**定められていない**
  - ✓ 前回のトランプ政権下では、「**育児休暇**」を認める法令を承認
  - ✓ しかし、今回は、特段休暇制度の拡充は**見込まれていない**
  - ✓ 他方で、**州法レベル**では、休暇制度について積極的に定める動きも
- ⇒ 今後も、傷病休暇 (**Sick Leave**)、出産・育児休暇 (**Parental Leave**) 等の最低取得義務等を定める法令が認められる可能性。

**動向を注視**する必要がある。

ご参考(州ごとの立法状況): <https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/WB/StatePaidSickLeaveLaws.pdf>

# V. 最新法令の解説

## ② 労働法 (FLSA・競業避止義務)



### □ 労働組合の弾圧

- ✓ トランプは、「**反労働組合**」の姿勢で知られる
- ✓ 労働者の団結権を強化する**the Protecting the Right to Organize Act**についても反対意見を表明
- ✓ 労働関係について管轄する**the National Labor Relations Board**の長官のポジションについても、新たに任命される見通し

⇒ 今回の政権下でも、労働組合に対しては、**厳しい姿勢**を見せることが想定される。

ご参考 ABA: [https://www.americanbar.org/groups/crsj/publications/human\\_rights\\_magazine\\_home/labor-and-employment-rights/protecting-right-to-organize-act/](https://www.americanbar.org/groups/crsj/publications/human_rights_magazine_home/labor-and-employment-rights/protecting-right-to-organize-act/)  
EPI: <https://www.epi.org/publication/pro-act-problem-solution-chart/>  
US Chamber: <https://www.uschamber.com/major-initiative/stop-the-pro-act>

# V. 最新法令の解説

## ③ PFAS規制



### □ 有機フッ素化合物 (PFAS) に関する規制

- ✓ 環境問題意識から、「永遠の化学物質」とも呼ばれるPFASについて規制
- ✓ 2023年には、TSCA (Toxic Substances Control Act) において、商品の製造・輸入事業者に対してPFASに関する情報報告・記録保持規則を規定
- ✓ EPA主導で、ロードマップを公表、国家として戦略的にPFAS対策に取り組む  
(例) 飲料水中のPFAS濃度の規制
- ✓ 各州においても、独自のPFAS規制を行う  
(例) PFAS含有製品の商業的流通の禁止又は届出義務 (NY、CA等)  
PFASを使用した人工芝の設置禁止 (TX)

ご参考

州ごとの規制・訴訟:

<https://www.saferstates.org/priorities/pfas/#:~:text=State%20Drinking%20Water%20Limits,certain%20PFAS%20in%20drinking%20water.>

連邦の規制: <https://echo.epa.gov/trends/pfas-tools>

# V. 最新の法令の解説

## ④ 個人情報・プライバシー保護法



### □アメリカの個人情報保護法の構成

#### ✓ 連邦法(全州に適用)

- 個人情報の取扱いを規制する包括的な連邦法は存在しない
- 必要性の高い分野・情報について分野ごとの連邦法に規制される
  - 金融機関(FCRA・GLBA)、医療機関(HIPAA)、子どもに関する情報を取り扱う事業者(COPPA)などは、それぞれを対象とした、個人情報の取扱いを規制する連邦法が存在

#### ✓ 州法

- カリフォルニア州のCCPA(California Consumer Privacy Act)とそれを改正するCPRA(California Privacy Right Act)が最も先駆的かつ最重要
- バージニア、コロラド、ユタ、コネチカット、アイオワ、インディアナ、テネシー、モンタナ、テキサス州も追随して州の包括的な個人情報保護法を制定

ご参考(CPRA): <https://oag.ca.gov/privacy/ccpa#:~:text=If%20you%20are%20a%20California,a%20year%2C%20free%20of%20charge.>

# V. 最新法令の解説

## ④ 個人情報・プライバシー保護法

### □ CRPA/CCPA・GDPR・日本の個人情報保護法の主な特徴

	CPRA (CCPAを改正) 	GDPR 	個人情報保護法 
域外適用	あり ・CA州での事業を行い州民の個人情報を収集・処理する等の要件を満たす事業者のほか、 <b>当該事業者を支配する会社</b> 、またはこれに <b>支配される会社</b> で、ブランドを共有する主体にも及ぶ ・CPRAの適用を受ける事業者から <b>個人情報の共有を受ける者</b> にも及ぶ	あり ・EU向けにサービスを行う域外企業や、EUから委託を受けてデータ処理を行う域外企業にも及ぶ	あり ・日本の消費者への商品の販売・配送に関して <b>日本の消費者の個人情報</b> を取扱いを行う外国企業にも及ぶ
第三者提供のオプトイン・オプトアウトの原則	<b>通知+原則オプトアウト</b> =個人データの第三者提供を本人の求めに応じて停止 (“Do not Sell My Personal Information”の表示) ※16歳未満のデータはオプトイン	<b>オプトイン</b> =個人データの第三者提供に本人の承諾等が必要	<b>原則オプトアウト</b> 、要配慮個人情報(病歴等)、他の事業者がオプトアウトにより取得した個人データの第三者提供は本人の承諾等が必要
忘れられる権利(削除権)	・忘れられる権利としては規定されていない ・本人による削除権を認めつつ、例外を列挙 ・CA州の“消しゴム法”は未成年者にSNS投稿を削除する権利を認める	「 <b>忘れられる権利</b> 」として幅広く認められる	・忘れられる権利としては規定されていない ・本人による削除権は、目的外利用したとき、または不正の手段により取得した場合にのみ認められる
その他の特徴	・違反時は <b>クラスアクション</b> のリスク(データ侵害防止法) ・ <b>プライバシーポリシーの記載項目</b> がGDPRよりも詳細な部分がある ・故意がない場合に <b>2,500ドル</b> 以下、故意がある場合には <b>7,500ドル</b> 以下の罰金(未成年の個人情報の違反の場合は故意の有無にかかわらず7,500ドル以下)	・データ漏洩時は <b>72時間以内</b> に報告義務 ・ <b>データ保護責任者の選任義務</b> ・ <b>極めて高額</b> の制裁金の付課が可能で実例も蓄積 (最高額はMeta社12億ユーロ≒ <b>1790億円</b> )	・データ漏洩時は当局への <b>速やかな報告義務</b> ・違反時は法人で <b>1億円</b> 以下の罰金、個人で <b>1年</b> 以下の懲役または <b>100万円</b> 以下の罰金

# V. 最新法令の解説

## ④ 個人情報・プライバシー保護法



### □ 連邦法制定の動き

- ✓ 統一的な連邦法は存在せず、**個別の分野ごと**の法が存在するのみ
- ✓ しかし、2022年に法案が提出される等、制定に向けた動きも見られる
- ✓ トランプ政権下でも、**連邦法 (APRA) 制定に向けた動きは継続**される見込み
- ✓ ただし、どのような内容になるのかは**不透明**
  - 民事訴訟提訴の可能性や認められる権利の範囲については、**限定的**となる可能性もある
  - 対中国等の**データセキュリティ**等が定められる可能性も

# V. 最新法令の解説

## ⑤ AI関係法令



### □ AIに関する規制

- ✓ 統一的な連邦法自体は存在しない
- ✓ 他方で、バイデン政権下では、大統領令が発令され、AI開発について、**一定の制限**が設けられていた
  - (例) AIモデル開発企業への**情報開示義務**  
各連邦政府機関への**AIリスク評価の義務化**
- ✓ トランプ政権下では、**大統領令は撤回**→**活発なAI開発**が見込まれる
- ✓ 各州では、**プライバシー保護、データ収集**等について規制(CA、CO等)
- ✓ CAでは**AI規制法案**が却下される

ご参考(Trump White House): <https://trumpwhitehouse.archives.gov/ai/ai-american-innovation/>

# V. 最新法令の解説

## ⑥ ラベリング・表示規制

### □ 製品のラベリング・表示に関する規制

- ✓ 連邦法としては、重要分野において、個別の規制が存在  
(例) **Food** Labeling Regulations、**TSCA**、**Drug** Labeling Regulations  
**Consumer Product Safety Act (CPSA)**
- ✓ **危険物質**の表示、**使用方法**の記載、安全確保のための**警告**等がる
- ✓ 特に、CAでは、**SB-343**・Proposition 65 (**Prop 65**)といった個別の規制があり、注意が必要

SB-343: プラスチック廃棄物の削減・**環境に配慮したラベリング**

Prop 65: **有害物質**(鉛、アスベスト、フタル酸エステル類)の警告等

ご参考(CA解説ページ): <https://oehha.ca.gov/proposition-65>

# ご清聴ありがとうございました

## Questions???



# 事務所紹介

Smith, Gambrell & Russell, LLP (SGR)

スミス ガンブレレル ラッセル法律事務所 (SGR法律事務所) は、1893年に創設された創業132年の米国ジョージア州アトランタ市発祥の総合法律事務所です。ニューヨーク (NY)、ロサンゼルス (CA)、ワシントンDC、マイアミ・ジャクソンビル (FL)、オースチン (TX)、シカゴ (IL)、シャーロット (NC) など全米の主要な11都市 (世界14拠点) にオフィスを構え、約350人の弁護士が所属しています。アメリカ国外では、イギリスとドイツに拠点があります。取扱分野は、法人設立、各種契約、M&A・合併・業務提携、雇用・労務、訴訟・紛争、企業誘致・助成金交渉、貿易・通商関連、環境、建設、不動産、知財、倒産、税務、遺産相続計画、年金・福利厚生、海事、サイバーセキュリティ・情報保護法、移民法・ビザ等、企業法務全般を全州でカバーしています。日本チームは、上記の総合法律サービスを日本語により提供しています。詳しくは、SGR法律事務所の日本語ページをご参照ください。ご不明な点、ご質問等ございましたら、正式にご起用いただくまで費用は発生いたしませんので、お気軽にご相談ください。

▶ 日本語ページ <https://www.sgrlaw.com/practices/japan-practice-team/>

